

## 1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月24日(第12日目) 午前10時17分開議  
午後3時35分散会

## 2. 出席議員(17名)

1番 <del>伊 佐 謙 次 郎</del>	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	<del>6番 細 福 仁 正</del>
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 寛
13番 榎 原 恵 信	14番 <del>仲 村 春 樹</del>
15番 山 本 朝 保	16番 <del>武 島 行 男</del>
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 <del>宮 後 謙 清 次 郎</del>

## 3. 欠席議員(4名)

## 4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 崎 安 一
収 入 役 具 原 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商 工 観 光 課 長 榎 原 盛 真	郡 計 課 長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 評 価 課 長 武 島 正 幸	



水道部長 仲村 春 盛      営業課長 奥 里 将 弘  
 会計課長 天 久 実      工務課長 金 城 健 栄

## 5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男      庶務係長 照 屋 毅  
 議事係長 島 袋 真 由      書 記 仲 村 春 夫  
 書 記 比 嘉 定 治

## 6. 議事日程(第12回)      1972年4月24日(月曜)

日程第1 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例

日程第2 議案第62号 宜野湾市学校給食センター  
設置条例。

日程第3 議案第49号 宜野湾市職員定数条例  
の全部を改正する条例。

日程第4 議案第38号 宜野湾市議公会議規則  
の全部を改正する規則について



日程第5 議案第57号 宜野湾市議会委員会条例の  
全部を改正する条例について

日程第6 議案第63号 宜野湾区教育委員会職員  
定数及規則の一部を改正する規則  
について



議 長

从今から第98回宮野湾市議会定例会第  
12日目の本会議を再開する。

(午前10時17分)

議 長

休憩いたします。(午前10時17分)

再開いたします。(午前10時23分)

議 長

日程の第1議案第58号に付しては継続  
審議といたしておりますが再び議題といた  
す。本案に対して質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時24分)

再開いたします。(午前10時24分)

議 長

議案第58号に付しては質疑の段階で継続  
審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ご  
さいせしめ。

議 長

ご異議ありませんので左様決定いたします。

議 長

日程の第2議案第12号宮野湾市学校給食  
センター設置条例を上げいたします。本案に付して



しては、朗読を省きまして、理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、現在、区教育委員会の規則で制定されてござい  
 ますけれども、本土復帰に伴って教育委員会  
 が市の行政機関に在ることに伴って、地方自  
 治法の適用を受けることになるかとござい  
 ます。それで、給食センターの設置条例は地方自治法の  
 第244条の2の規定に則して先に議会で議  
 決されていたたが、現在の公の施設の中に入ら  
 ず、ごさいます。そういう意味で現在設置されてお  
 ります野湾の給食センター、普天間の給食センター  
 大山の給食センターが公の施設としてその設置  
 条例の中に入らざるかとございまして、かような意  
 味で本案を提案しているかとございまして、これは  
 のちほど先に3月23日の議会で既決していたた  
 が、おた場合は名称が共同調理場というふうな  
 名称に変わりましたので、後でその措置につ  
 いては議会の方にお諮りをいたしたいと思っております。  
 当時は、教育委員会の方からは共同調理場とい  
 うふうな名称に変わりましたけれども、給食セン  
 ターの方が正しいということになってござい  
 ます。職員につきましては定数条例で織り込  
 んだりしてございまして、4条につきましては定数条例で織り  
 込もうと思っておりますけれども、運営委員会の人員につ  
 いては現在は学校で任意の形で設置されてござ







任は設置してないという事で、主任又は会計というふうな方をしておると思いますが、5条の1項の2号によれば主任の業務は会計がやるという事のごとくです。尚、そのほかのことについては教育委員会の方からお願いたしたいと思います。

## 12 答

これは宜野湾市の条例である。間違っておりません。先令、総務課長のご説明では教育委員会の教育長としては、宜野湾市は主任に任じております。ほかの市町村は会計に任じているから二つ違っております。説明が正確でございまして、

## 議 答

休憩 - 10時 (午前10時30分)  
再開 - 11時 (午前11時)

## 議 答

議案第62号によれば、質疑もつたのでございまして、質疑も打ち切ることにご異議ございませんか。

## 議 答

ご異議ないことを認め、よって本案に対する討論を願います。



議 長

討論を省略したいと思っておりますがご異議ありませんか。

議 長

ご異議ありませんので討論を省略いたします。

議 長

議案第62号 宜野湾市学校給食センター設置条例についてを表決いたします。  
原案通り決まることにご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第62号 宜野湾市学校給食センター設置条例については原案通り可決決定いたします。

議 長

継続審議中の議案第58号、49号につきましては、継続審議中でありまして一俟と控いたします。

議 長

休憩いたします。(午前11時2分)  
再開いたします。(午前11時13分)

4 着

従来の教育委員会が独立した法人でございまして(聴取不能)この条例によりまして、復帰後の機構の改革ということになります。先程



委員長がうの説明を聞いていたが、調整に  
ついて一応この面を見ると思ふのだが、市において市  
の委員に在る款でござりますか。教育関係の職  
員としてこれだけの人員が都合できれば十分な  
る運営が出来るんかという判断でそういう調整  
が行われたかどうかがおね。従来は予算の範囲  
である程度調整ということがありましたが、  
しかし、今後の問題は実際運営していくと、やら  
ないといかんという問題であつた（取手不能）そ  
ういふ面では何か調整してもつてほしいんか、調整が  
出来たかというふうな印象受けするんか、市長と  
して十分そこを承諾しての数字であるかどうかがおね。  
そこをお聞かせ願ひたいと思ひます。

市長

お答をいたします。教育委員会の定数だけでは  
なくして一般事務部局も同じでござります。  
200名余りの増員から83名に削つたということも十  
分に付けておきます。しかし、これだけでは足りないから  
最小限にやつて、もしどうにもならなければ又増  
員しようと思ひます。新しい時点においては何れだけ  
の事務量がふえるか、一般事務部局で之半  
分以上削つてあります。そういうことで教育委員会  
に對しては、実際にある方はこれでござりますとい  
うことかあるかと、もしあればやつて、もしこれ  
だけで足りないということであれば一応は現時点に  
おいては、一応やつておいてわからぬので、最悪の  
場合においては臨時も雇はす。もしでなければ、や  
つておいて後で増員しようと思ひますというふうに話し



合いがついた訳でございます。これは単なる教育委員会だけでなくて、一般事務部局も同じでございます。

#### 4 希

問題は我々委員会としてもどうか。教育委員会の審査をやる段階において相当人員の問題が或は機構の問題がわかりませんが、それ以上の問題が惹起するであろうことではございまして、その問題を論じている。人員が足りないんだというのを教育委員会の言い分ではございまして、この際どうしようかと整理すべきだということに我々も考へておるんではないが、しかし現在の人員だが、同じような陣容にあって、これで果して我々が望むような規模の教育行政が出来るものかどうかが心配でございまして、委員達が教育委員会自体がこれで十分だということではありますから何でありますか、しかし条文内容もわからなくて向こうの申請をある程度現状でやってやるという事ではございまして、只今市会から大体こういうふうにはやってやるという事ではありますが、しかし委員会の問題にありまして、(脱税不能) ... においては何名の増員をする。そのに業務が多くなるという面では増員計画を考へておると、委員会自体は従来もこれは手が回らなかつたということもありますが、それに他府県の教育行政を携わるとその人員の何は絶対的に私、見らぬというふうな見解をもつておるが、しかし、やる人の意欲によって、或は少数の人でやるという自信があるということではございまして、支体を承は(ますが)過去の我々



の委員会では、審議の段階では非常に人員が足り  
ないんじゃないかというふうな印象をうけて、そういう  
質疑をした訳ですが、只今の市長の答弁に列ま  
すと、そういう面の考慮もあるということですが、一応  
終了です。

### 8 着

先程の市長の答弁から200名の増員が必要  
だということに各課から出されておいたんだが、  
83名に削ったというふうな答弁でございしたが、  
ということは、課長は各課にも市長としてそういう事  
務分掌を見ておられるか、又、課長はて  
おね、どういった、これはおねがな人員だったと少々  
考えられるんですが、1.5倍もオーバに見積りとい  
うことが、そういうことを考えた場合には、課長  
としては各課から求めた場合には200名増員  
しなければどうしても事務処理は不可能である。  
というふうな考えで、おそらく各課から要求された  
と思えます。それを83名で削ったということは83  
名でもできるんだというふうな解釈も存した訳  
でございす。もし、どうしても40~50名、或は  
100名でなければ事務処理が十分でない、そ  
れだけしければ市民に迷惑をかけるというふうな  
立場に立った場合には、これは議会としても大ま  
な問題でございす。又、83名でもできる人員を  
あえて200名も要求したというふうな、もし課長で  
あるならば、その課長の能力も又、疑われる部で  
ございす。それへんをせうしてこのようにくい違ひが  
できたのが、おねがな、議会としては大まな問題で



十分調査しなければ存らないと、かたがたに考へる款  
でございます。私は今までの審議をみれば、色  
々、そういう問題であるので、83名あれば十分可能  
であるというふうな考へ方になっておる款ござい  
ますが、先程の答弁から、どうも200名という要請  
があった、ゆえにたまたまから一般質問した場合  
も83名に減らしたんだと、その基礎である、その  
へんお願ひしたいと思ひます。

市長

全体の増員の200名と申し上げましたのは、私  
は間違ひでございまして、135名でございます。

8 着

4着と申すに對する答弁は少いということであ  
り、さういふ半可成答弁では審議でま  
いりやないかと。

市長

当初は200名と申す、と申すに列した  
が、なるべくこれではどうしてと申すから最少限の線  
で出るようにしたのが135名と申す。

8 着

議会に對しての答弁はもっと整理をして下さい。  
たゞ、我々は市長をして答弁者のその答弁にお  
ける審議をして、そしてこの議案を整理していき  
る、さういふふうな実際の資料にも基づかずに、た  
だで、これでは市民の側から見た審議は十分



控えられたと聞いています。その人は今後入れ替えが、  
どういった状況で3から200名と135名の違いがあ  
りますか。

市 長

一番はじめとしては、数字が出た前は200名く  
らいだったというところがありまして、最後に135名出ま  
して、最終的に83名というところになった訳でござい  
ます。

市 長

どういった状況で市庁舎にお考えですか。それと  
部課長のお考えですか。

市 長

市長の考えです。

市 長

議会に対しての答弁は、どういった感じ  
でなされたか。けりまして、これは各課からそのように  
出されたものが、いわゆるどういった検討の結果、今  
のところ83名では、十分ならず十分と、そういうことでは  
なくして、最初には200名くらいだったんだが、  
これについては慎重に答弁していただきたいと思います。  
もう一点、200名というものは訂正して  
おしなさいませぬ。135名にするということ、135  
名の各課から要求があった人員の83名でござい  
ます。これはどういった少人数の職  
員に対して効率的に最高の施策をなせよと、それ



が、いかに技能補てごさいすが、それに対してどの課名からでもよろしうごさいすが、それを出した、ある程度の心こらうう違ひがあつたかであらう。それを範囲内で説明して下さい。

### 総務課長

ご説明申し上げます。一応各課からの要望をいたしましては135名求めている訳でございまして、その内訳をこれは特別委員会でも申し上げた訳でございまして、くりがえして申し上げます。現在数が、市長事務部局、これは教育委員会を除きまして、水道事業を除きまして162名おられましてございまして、で機構改革に伴う増員というものが、これは部長制と、それと課をのこすために増員するもの、それから新規事業それからその他、事務量の増加に伴うもの、その三つの段階に分けて一応私どもが計算したものはあくまでも人口を対象といたしまして人口120名に対する職員が1人当りという基準と設定いたしまして、どうしてもその線に出ないということで、これは助役が中心に行われまして、第1次算定といたしましては65名でありましたけれども、各課長と市長の復活折衝に基づきまして後17名の増を認めたとように次第でございまして、これで83名という莫大の数字に上つてございまして、けれども、現在も各課名をいたしましては我々の要求は最低だったんで、135名はどうしてもほしいんたということも現在予算編成の現在でも生じている訳でございまして、一応、財政、財源



等の比較と申しますか、本土に比べますと、大分財政、財源が非常に少ない訳でございます。又、本土に比べずしても行政水準というものが大体60パーセントが、まだ沖縄は少ないかと、福祉施設にしても然りでございます。先程4巻から教育委員会についても申し上げたけれども、本土の場合は地方公民館、又は青少年の通称福祉センターとかも3もろの福祉行政の施設もございまして、そういう関係からどうしても財源等、そういうものを勘案した場合は実際は83名でもなすべきそれ以下におさえたいというものが執行するものとしてのものがございまして、そういうふうには各課長は事務事業も住民サービスであるので、建設事業ばかりに重点をおくことには、もって住民の事務的な面からのサービスもいんじやないかという非常に強い要望もありましたけれども、どうしても今回は約200万ドルの補助事業を果すためにはおもに建設部門の方にやや重点がおかれた方が次第でございます。そういうふうな意味で実際問題としては各課長からは現時点でもその要求は我々はその中にべらぼうな要求（やない）ということも再三要求は出ておりましたけれども、そういう財源抽出の面から、又は本土との行政の水準の面から考えれば客観的にとらえてみても135名認めるとにはいかならないということで、そういうふうな基準とした訳でございます。その程度の説明ができませんけれども。

8 巻

市民からでの中、住居表示に関する法律が施行されるために一係を設けております。住居表示と



このほうはどうか。

総務課長

住居表示というものは...

○ 着

それだけいって4・5名でも可なり、増員する必要  
があるかどうか。

総務課長

市民課というものは、現在の住民課を市民課に  
変えて、現在は戸籍係、住民登録係、援護係、  
三つの係がございまして、一応援護係が社  
会福祉課に入っております。これを除いた場合は  
住民登録係と戸籍係で12名にござい  
ます。現在18名でございまして、3名は援護係が  
ございまして、12名と、そして5名を増員するに  
ございまして、その5名というものは、新しい  
法律が施行されるにございまして、

外人登録関係が3名と、そのほか2名は住民登  
録関係が住民基本台帳法にかわります。又住居  
表示関係が住居表示というものは、今の何  
とございまして、地盤関係の方が市街街地の場  
合は整理されるにございまして、そういうふうな  
準備作業が必要かと。

○ 着

それでは可なり、外人登録関係が3名で可なり、  
住居表示に対しては4・5名は増員は可なり



ない。

総務課長

今後でよい。住居表示事務が入ってきた場合は  
はさうおりに--。

〇 着

だからこの定員の中には入っている訳でしょう。

総務課長

この中には入っておりません。

〇 着

住居表示というものはどういふ内容ですか。

総務課長

だから住居表示業務というものはまだ入って  
おりません。これは今後でよい。そういう住居表  
示業務が入ってきた場合はそういう係を設置  
してよい。後4、5名の増員は必要があ  
ることを、体配してあると覚悟をしなければ

〇 着

そういう意味ですか。

総務課長

はい。そういうことでございませう。







といた方が、建設部門は大体19名の増員である  
が、それへは少額しかもしりませんけれども、一  
応、財源と直接関係のないものを増員というこ  
に作り出すとすれば大抵比率を占める訳でござ  
います。

#### 8 番

ある程度を削りだけ増員すれば可能というふう  
に考へ方に立っておられます。

#### 総務課長

一応そういうふうには考へておられます。

#### 4 番

あと2点だけお聞きします。教育委員会関係  
のこの機構図を見ますと、総務課ですか、総務  
課の課長、総務係職員が2名と、2名を以て  
係長以上が2名と、非常に事務能率面の機構  
とも思っています。こういう組織で十分なる事  
務能率が回れるというふうにお考へておられますか。  
職員が2名で係長1名、課長1名というふうな非  
常にはおはた機構が大抵という感じがいたしま  
すか。---、その点の十分なる事務能率が上るとい  
うふうなことでのこの機構であるのか。

#### 教育委員長

事務量から考へて十分とはいえないかと考へ  
ておられます。沖でやっているという中で市会との  
調整でも定員が深まりましたので、こういう機構



回せつしてあります。

4 着

結構でござります。実は一般の職員の問題でござります。現在より83名多く存在しております。しかし、これは能率が上がらないと何もたすまいと思っております。来年度末までには83名を増員するという計画のほうでござりますが、この場合に庁舎の問題が出ておりますが、通ちに5月15日時点に不足しては50名程度採用されるというんですが、いくら数は揃えてもそこに働く職員が能率が上がるように庁舎がなければいかないと思うんですが、どういふふうに考えておられるか。現在の庁舎で十分であるか、又、どういふふうにこれだけの人員を配置する考えであるか、その点お聞かせ願いたいと思っております。

市 長

一応この場合は総務の方で検討する所のこととは申し上げておりますが、一般的に考えとして、どうしても庁舎はこれだけに対する必要がないと。その中で、助役、市長室は一室にして今の旧庁舎の3階でも使わなければならないし、やむを得ず、できる限り抑えてもどうしても現段階では新庁舎はつくられぬので、何とかしてやっていこうと思っております。

4 着

現在の庁舎だけを最高に利用してこれだけの人員で業務能率を上げるように考えておわ。



市 長

をうてお。

4 着

これだけ十分です。

市 長

十分じゃあ、もうせんけいでも、どうしてもこれだけやろうとして、スンスン詰めても、やってやらなければならないという考えであります。

4 着

これだけの人員を増やすら、どうして最大の能力を上げようか、努力をして庁舎を仮にでも、どうにかの方法が最大の効果を上げると、いやなかと思っておりますが、その点の考えでは、それ以上で済むという訳ではあ。

市 長

現庁舎である程度でよろしく思っております。

4 着

十分ですという考えです。

市 長

十分じゃあ、せんけいでも、その間に、あつていける。



4 審  
問 違ひありせんか。

市 長  
問 違ひありせんか。

19 審  
この定数条則の中は、この準則を見れば農業委員  
会というものがあつたが、我々が本土研修行つ  
た場合も農地法との関連、或は同業公社との  
関連で、農業委員会というものが設置され、そ  
こも定数の中に入れて、その市街化区域、或は市  
街化区域の整備等もあつたが、この農地  
法との関連で、農業委員会の設置は必要で  
ないというお考えに於いてこの定数条則の中は  
繰りこしてあるが、その趣意をいふてあるが。

総務課長  
お答をいふ。農業委員会の設置は必要で  
ございませぬ。その場合、規模にもあつたとしても、  
今後都市計画法が施行され、市街化区域が  
全地域が市街化区域に設定され、その必  
要はなくなるからございませぬ。従つて、一応法  
の趣旨として、置てございませぬけれども、そ  
うが、おあつて一応市街化区域でも農業委員会  
の設置は一応、いふに、いふに、いふに、或  
府からの指導により、11月頃農業委員会の  
議案を、あつた、いふに、いふに、指導あつた、いふに、  
下、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、  
下、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、







もうこれくらいでいいのかなどがどうかでおね。それらあたりは上部から指導等について何かありましたら聞きたいと思っております。

総務課長

今の問題にしておけば、これは政策的な問題がありまして、総務課長がお答をなさるのは適当じゃなと思っております。一応農地法、農地法というものは、これは都市計画法の市街化へのこれは規制でございます。従って、農地法の適用を受けるとことは市街化を促進していることになってございまして、宜野湾の将来を考えた場合はあつて市街化に存するにやうかという事で、むしろ農地法の適用を除外すべきにやうかと、この市街化調整区域と市街化区域の線引をというものは、新しい法に基づいて、いわゆる無計画な市街化を規制しようという事でやういう農地については農地転用をさせないという事が農地法での、都市計画法の調整というふうなことになっております。市として今後この市街化区域と市街化調整区域との線引を非常に重大な問題と思っております。一応私共としては現在農地法というものは復帰後即時適用でございまして、それ以前に市街化区域と市街化調整区域の線引をばあやうに不可能でございまして、それとかわかると一応農地法の適用を受けながら市街化区域の線引をしていくとやうなふうに段取りはなす訳でございまして、従って、あくまでも法律というものは5月15日から適用されるかと、どう



いふうに農地法に對する、或は農業委員会に對する準備なども一応しておかなくてはならないといふうな考で一応現在の農林課の職員を農林課の機構を整備いたしました。そのへんで調整をしていきたいと、その農地法と都市計画法の考え方については、もし必要であれば市会の方からお答えを願いたいと思つてます。

19 番

もう一点関連いたします。今、一次産業にいわゆる農業である、従事している方々のこれまでのいわゆる色んな面での指導、或は地主会とか、そういうものがあるかと思つておが、その間の農林課の職員だけで足りるかどうかという見解であるか。

総務課長

これについては専任の担当はおりませんので、おとり申しあげられませぬけれども、一応農林課というものは、現在の人数に於いても変りはない。又、農業改良普及員も当然その中設置されるのであります。又、後述の方と、農協の方の営農関係の指導というものが強化される方向に向つておりますので、そういう市町村、或は県、或は農協サイドが、指導でやっていくと、やがてと、そういうふうには理解しております。

4 番

市会にお聞がれたいことが、この機構の中で、公有地の取得の問題は、都市計の方でやらねばならぬ。



ほうでございまして、議会が或は是の問題  
 で当局がやるという事で、行政でやるという事は  
 難いという事ははっきり出た一語でありまして、  
 公用地の取得というものが今後非常に重大な  
 問題じゃなかと思っておりますが、公団の設置、或  
 は構想等は持っておりませんが、あくまでも当  
 局でやるという考えであるかどうか、今までの市長  
 の発言内容から事態が非常に難しくなるという  
 事、これを14年遅れと成らざらざらしても公用  
 地の取得というものは先行し付けりやいかんた  
 が、公団組織をつくる以外は方法はないと思  
 ったが、またその点で決まらずに、或はも  
 うどう方法で公用地の取得と(聴取不能)一  
 帯地法にも問題はありまして、市長として  
 だいたい問題があるが、まだ打ち出しておられ  
 せんか。

市長

沖縄の琉球政府においては、現時系において  
 は南榮公社、このことはできぬ部でありまして、  
 前の総務局長の富川の時代、局長の時に私は  
 沖縄の市町村に七南榮公社をつくろうとした  
 事かという事を、つくろ方法案をつくつた事か  
 という事を市議会の場合で申し上げたことがござ  
 います。しかし、当時はこの問題については市町村の財  
 源或は力によって南榮公社をついていいと  
 或はそれや、そのために又入るの氣もあらず、今後  
 十分検討しければいいという事を言われ  
 ました。今後の、4着議員が、おっしゃる通り土地の取



得る色々な問題に対しては、どうしても執行部だけで済ませられないと、又は施設課におきまして、用地接收とか色々な問題がある訳でありまして、でも一部ではありまして、それだけで済ませておいてもやっていけるかと、将来においてはどうしても開発公社をつくらなければいかないと、いやいやかという見解でござります。

4 番

ここにおいては、法がなかったからできなかったと、これはわかりませんが、時勢におきましては、そういう構想のもとに、建築課の中に入っているんだが、そういう考えは、いかがですか。



又審.

当局にあつては、建築の中で取得を考  
えてゐる筈でしょう。

市長.

施設課の中で、取得、持込、いさひさな  
ものはありまふけれども、それも非常に、これ  
だけではや、てゐけなかつと、将来にあつては、  
開発公社も検討してあると、言うことで  
あります。

又審.

今度の面は、そういう定員の中で、運営  
されていくことであるか、この時点では、説  
明の時点では、そうであつたか、しかし現  
在も、その方でやる考案であるか、或は  
法を研究たされて、公団を組織して、用  
地取得とか、そういう、やる考案であるか、  
そういうことでありまして、結局、この定員  
と言う面では、この考案でありまふか、この  
点、市長の考案は、一応、(聴取可能)とし  
て、土地取得をやるといふことであるか。

市長.

そうです。

又審.

はい、解りました。



8番

この予算が年度に入りしだい50名は採用される訳ですか。

総務課長

お答えいたします。また50名と言う数字は持っておりますけれども、一応各課のいは、全員の要求は出ておりますけれども、財源、そういう予算の算定の段階で、どうしても半分ぐらいしか出来たんじゃないかと、言うことを申し上げた訳でございます。各課長としては、そういうふうな、勿論、これは事業の進行状況、例えば、保育所とか、或は、農業委員会の問題とか、言うことで、採用の時期は必ずしも訳でございますけれども、各課のいは一応、それだけの要求は出てくる訳でございます。ただ、財源との関係で増員の時期をずらしていくと、従って、年度、当初採用出来るのは、半分程度じゃないかと、言うことでございます。

8番

計画としてですね、11月中旬、一度に時期的になすかはありますか。一度、50名を採用するのがあるかですね。それから別々、分けてですね、やるのであつか。その線はどうか。



総務課長

一応、採用の方法につきましては、今、地  
方課の方に、琉球政府の方に、試験の問  
題、これは三段階に分けた、試験の  
問題を作成委託してござりますけれども、  
一応、5月15日までに採用試験を  
終っております。そして、大体、90名かの  
枠をもうけておきまして、そして、その予  
算で措置された分については、その採  
用予定者の順番に、あてていくと、そう  
言うふうなことであります。

8番

この前もお聞きしましたが、普通の新聞  
あたりでもござりますね。政府の職員も地  
方自治の方に流すと、こういう新聞もで  
ござりますね。出してありますか。その辺は、その後  
政府がいは別に採り取ですか。

総務課長

その後はござりません。

8番

もう一点、諸向に出たものと、議案に  
出たものとは、数字が違っておりますね。  
各課の人員の入れかえ、例えば、会計課  
は2名だったものが5名になっておられ、  
社会課の方は80名だったものが、82名にな



ってあつし、そう言ったもの、

総務課長

社会・課の場合はですね、一応、援  
護関係の事務かですね。伏来、国民年金  
課の方に11月まできむのをですね。社会  
福祉課に11月まできむと、言うことで  
援護については、社会福祉は11月か、  
国民年金に、そうとうあるか、と言う  
ことで、その7月のは11月11月ありませ  
けれども。

8番

その辺は各課長とも十分、相談をし  
て配置替えをした訳ですか。

総務課長

それは各課長かかのでですね、その後  
の申し入れ、変更の申し入れによって、そ  
う言うことはした訳で11月11月。

8番

はい、解りました。採甲については、一応  
は、採甲試験をあとにうんだか、採甲に  
あつては、あのおの予算と、その時期は、  
一応は一箇月と。

総務課長

... 言うことですか。... 言うことですか。



の説明をさせていただきます。

議長

議案第58号 宜野湾市立学校設置条例  
につきましては、質疑もつきなようでございますか。質疑、討論を省略いたしました  
と思っておりますか。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑、討論を省略いたします。

議長

議案第58号 宜野湾市立学校設置  
条例を表決いたします。

議長

原案があり可決することに御異  
議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、議案第58  
号、宜野湾市立学校設置条例は、原案  
があり可決決定いたしました。

議長

日程の第5、議案第89号につ



さましては、質疑もつきなようでごさいますので、質疑を省略することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑を省略いたします。

議長

本案に対する討論を願います。

議長

討論も省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

議長

御異議ごさいませんので、議案第19号、宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例について表決いたします。

議長

本案については、原案ごあり可決することに御異議ごさいませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長

御異議ご「か」ませんので、議案  
第37号、宜野湾市職員定数条例の全部  
を改正する条例につ「て」は、原案ど「お」り  
可決々定「た」しました。

議長

以上で午前中の日程は終りた「と」  
思「ま」す。午後、2時か「ら」再開「し」ま  
して、議会議関係の条例、規則案を審  
査「し」ます。

議長

暫く休憩「し」ます。(午後12時3分)  
再開「し」ます。(「 2時12分)

議長

午後の会議を開きます。

議長

日程の第4、議案第38号、宜野湾  
市議会「の」議規則、と全部を改正する  
規則につ「いて」、日程の第5、議案第  
37号、宜野湾市委員会条例の全部を改  
正する条例を「一」括上程「し」ます。

この趣旨、説明は議会議関係で「ご」か  
「ま」すので、局長に特に現行法と  
変わった点だけ説明をさせます。



事務局長

私の方から説明申し上げます。議案第38号 会議規則についてであります。この全部を改正することになっておりますが、この改正案は全国の市議長会で編さんしてござります。標準会議規則これをそっくりそのまま編さんしてござります。それでこの条文が非常に多くなっております。旧会議規則の方が115条まで、この改正案の方が160条まで、この5条多くなっておりますが、この理由は、新しい案の中に委員会に關する規定が非常に多くござります。もとの規則にはありません。委員会に關する規定は124条しかござりませんでしたが、この新しい規則には814条入っております。そしてこの814条の内容は、この「わゆる会議規則」で謳ってある本会議の会議運営に關してのものであります。この条文を更に委員会の会議の運営に關して2回謳ってある既にござります。だから内容としては重複してござります。それ以外に、次、37号の委員会条例でござりますが、この会議規則の中でこういうふうに謳って、更に今度は委員会条例とこのをつくらせてあります。この理由は、委員会条例は、委員会の構成、いわゆる基本的なものを委員会条例で規定して、委員



会での運営については、わかゆき、会議規則  
の中の委員会の中の条文の方でうた、てあ  
る訳でござります。それで、現行の会議  
規則と委員会条例の関係について申しま  
すと、現行の会議規則は、委員会の運  
営については、わかゆき、先き申し上げ  
たように、24条しかござりません。そ  
れで、いく分と委員会条例の方が条  
文●の方が多くなつてござりました。  
新旧の違ひは、条文の数がさうまゝと  
以上でござります。それで内容におきま  
しては、現行の会議規則はあくまでも本  
会議中心主義でござります。しかし、この  
新しい38号、37号は委員会中心主義の規  
則、それから委員会条例でござります。  
内容は標準会議規則と全く同様で  
ござります。そこでこの中で、ただけ  
違ふところがござります。全国市議事会で  
編さんしてござります。標準会議規  
則とこれは、質疑、討論、今この5の  
方で、一般質問の場合、通告制をと  
つてあります。そして、この標準会議  
規則ですが、これも質疑と討論に  
ついては、通告制をとつてあります。しか  
し、私がこの案をつくりました、この方  
では、通告制をとつたので、通告制は  
あくまでも一般質問だけ、質疑と討  
論は議長の許可をえて質疑あること  
が出来ます。或は、討論することかでき



と。言うふうになつてあります。標準とこの改正案と違ふ處はこのノミかきでござります。以上で大体の説明は終ります。何かありましたら質疑にお答えしたと思ひます。

議長 両案について質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午後2時19分)  
再開いたします。(午後3時11分)

議長 只今審議中の議案第38号、37号につきまして、継続審議といたします。

議長 日程の追加をお願い致します。日程第6に、議案第38号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則を日程に追加をお願い致します。

議長 本案に対する理事者の趣旨、説明をお願い致します。

教育長 先程、議長さんのお話しが



りました様に、幼稚園の職員の数も今までの、現行法では、大山、嘉数幼稚園が5、普天向幼稚園が6、宜野湾幼稚園が3、と言う定数になっております。ところで、この4月か5月普天向第二小で、幼稚園が新設されました。その4月と、そのかき、嘉数小学校に5のものを、1クラス増、宜野湾の子が4に1学級増、普天向幼稚園の6が5に、1学級減、こういうことになりました。幼稚園の増加して、5となっておりますが、先程、新予算での、定数については、あつてあり、23名でござりますか、現行の定数規則が18名になっておりますので、現行の5月14日までの、定数が古くござりましたので、改正したと言う意味でござります。先程申し上げましたように、予算の方は補正の方で第二小学校の新設が予定されましたので、その時に給与などの予算措置はなされております。以上、よろしくお願ひ致します。

議長

本業に對する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時14分)  
再開いたします。(4.3時14分)



議長

本案につきましては、質疑を打切り、  
討論を省略し、議決に付したと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、議案第63号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則につきましては、原案どおり可決の定いたしました。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時15分)  
再開いたします。(午後3時15分)

議長

議案第38号、議案第37号は継続審議中でありましたか。再議議題といたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時18分)  
再開いたします。(午後3時31分)

議長

議案第38号につきましては、質疑



もつきなようでごまかしますので、質疑を  
打す通り、討論を省略し表決に付し  
た"と思"まか。御異議ごまかせ  
んか。

議長  
御異議ありませんので、議案第38号  
表決に付します。

議長  
議案第38号、宜野湾市議会々議規  
則の全部を改正する規則につきましては、  
原案どおり可決決定いたしました。

議長  
日程の第5、議案第37号、本案につ  
きましては、質疑を打す通り、討論を省  
略し、表決に付した"と思"まか。  
御異議ごまかせんか。

議長  
御異議ごまかせんので、議案第  
37号、表決に付します。

議長  
議案第37号、宜野湾市議会委員会  
条例の全部を改正する条例につ  
きは、原案どおり可決することに御異  
議ごまかせんか。



議長

御異議ございませんので、本案は可決の旨を決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の日程は終了です。尚、次回の本会議につきましては、追って議長より通知いたします。  
(午後3時33分)

散 会